

庄内町公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務
公募型プロポーザル評価要領

1 趣旨

本要領は、庄内町公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務委託公募型プロポーザルにおける最優秀者及び次点者の選定にあたり、庄内町公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、評価基準及びその他必要な事項について定めるものとする。

2 選定委員会

最優秀者及び次点者の選定は、庄内町公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

3 選定方法

本業務の最優秀者の選定のため、実施要領に基づき、第一次審査及び第二次審査を行い、選定委員会の審議により最優秀者1者及び次点者1者を選定する。

(1) 第一次審査

参加表明書提出者の中から、提出書類に基づき審査を行い、第二次審査参加者（提案書等提出者）を選定する。

(2) 第二次審査

提案書等の提出者の中から、提案内容及びヒアリングに基づき審議を行い、最優秀及び次点の提案書等を特定する。

4 第一次審査

(1) 審査

参加表明書提出者から提出された書類に基づき、実施要領「5 参加資格」に定める要件の確認を行うとともに、各参加表明書提出者の評価点を決定し、評価点の上位5者を第二次審査参加者として選定し、選定委員会に報告するものとする。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準、配点については、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	評価基準	配点
業務実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等	10点
履行保証力	履行保証の面で心配はないか	自己資本比率等	5点
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等	10点
地域精通度	業務対象エリアの特殊情報に熟知しているか	近隣エリアにおける過去の業務実績等	10点

※同種業務とは、公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務とし、基礎的調査等の

一部業務のみは含まない。

(3) 結果の公表

審査の結果は、参加申込書提出者全員に通知する。

5 第二次審査

(1) ヒアリング

第一次審査通過者により提出された提案書等について、別に定める評価基準に従い、書類及びヒアリングの内容により審査を実施する。

(2) 評価項目及び評価点

選定委員は、提案書等の内容、ヒアリング及び提示見積額から評価点を算定する。
評価項目、評価基準、配点については、次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点	
	実 施 体 制	・役割や責任を明確にし、効率的に本業務を遂行できる実施体制となっているか。 ・具体性・妥当性のある計画、実施体制となっているか。	5点	10点
	ヒ ア リ ン グ	・事業内容を的確に説明しているか。また、質問に対して正確な受け答えができているか。	5点	
企 画 提 案 評 価	調 査	・設置施設・場所・施設への負荷の調査検討に有効性があり、効果的な手法として期待できるか。 ・日照量等の調査検討に有効性があり、効果的な手法であるか。	10点	65点
	発 電 量	・太陽光発電設備及び蓄電池容量の出力は適切か。 ・自家消費電力量に対して適切な規模であり余剰電力が過剰になっていないか。	10点	
	蓄 電 池 の 活 用	・蓄電池の活用について、平時と停電時の活用について、現実的かつ有効的な提案となっているか	5点	
	雨漏り等への対策	・設備設置に伴う雨漏り等の障害に関する未然防止は講じられているか。	5点	
	積雪地域の対策	・積雪に配慮した提案となっているか。	5点	
	町内事業者活用	・町内事業者活用への配慮がなされているか。	5点	
	地域貢献等の付加価値提案	・地域の経済・社会にもたらす効果、事業採算性の評価等の分析について具体性があり、効果的な手法として期待できるか。 ・町の特性を活かした提案となっているか。	20点	
	太陽光発電導入計画	・調査結果をふまえ、本町の地球温暖化対策実行計画における太陽光発電導入に向けたロードマップの検討が適正になされているか。	5点	
提 案 価 格 評 価	見 積 金 額 の 妥 当 性	・提案内容に係る経費が適正に算定され、見積価格は妥当であるか。 ※評価点＝配点×（最低見積額／見積額） ※10点を超える点数及び小数点以下の点数は切り捨てる。	25点	25点
			合計	100点

※採点方法

選定委員は、提案に対し上記評価項目について、下記のとおり採点する。なお、提案価格評価以外の項目については、下記に記載以外の採点は認めない。

採点基準	5点満点の場合	10点満点の場合	20点満点の場合
特に優れている	5点	10点	20点
優れている	4点	8点	16点
普通	3点	6点	12点
やや不十分	2点	4点	8点
不十分	1点	2点	4点
評価不能	0点	0点	0点

6 最優秀者及び次点者の特定

- (1) 第二次審査において評価点の合計が最も高い提案書等提出者を最優秀者、次に点数の高い者を次点者として特定する。
- (2) 評価点が同点の場合は、企画提案評価点が高い者を上位とする。
- (3) 上記(2)において同点の場合は、選定委員会の協議によって特定するものとする。
- (4) プロポーザル参加者が1者であっても、委員の合計得点が配点合計（100点満点×委員数）の6割以上の場合は、最優秀者として選定する。
- (5) 当該事業の内容に適合した履行を確保するため、1項目でも評価不能があった場合は失格とする。
- (6) 審査の結果は、第二次審査参加者に対し電子メール又は郵送により通知するとともに、町のホームページで公表する。